



「コウノトリの舞」農産物生産団体 認定制度を紹介します

市では、安全・安心な農産物を供給するため、「コウノトリの舞」農産物生産団体認定制度を平成15年度に創設しました。

この制度は、県が実施する「ひょうご安心ブランド」に認定された生産団体のうち、さらに環境に配慮した栽培方法で生産する団体を市が認定するものです。その取組みを紹介します。

《問合せ》農林水産課環境農業推進係 ☎23・1127

認定により、次のような安全・安心が得られます。

- ・ 創る安全
- ・ 化学肥料、化学農薬を使用しない、または低減して栽培しています。
- ・ ひょうご安心ブランドの認定を受けています。
- ・ 見える安心
- ・ 豊岡産の農産物です。
- ・ 生産者が確認できます。
- ・ 栽培履歴が確認できます。
- ・ 使用した農薬の残留農薬が国基準の10分の1以下である
- ・ ことが確認できます。



「コウノトリの舞」認定の流れ

生産者

ひょうご安心ブランド認定

- ・ 人と環境に安全な栽培方法で育てました。
(化学肥料・化学農薬の使用を極力削減し、健康な土づくりを行っています)
- ・ 検査により安心を確認しています。
(農薬を使用した場合、残留農薬が国基準の10分の1以下であることを確認しています)
- ・ 安心が見えます。
(栽培方法・検査結果などを公開します)



- 〔野菜〕ほ場の土壌分析結果に基づき環境に配慮した適正な施肥を行います。
- 〔米〕化学肥料・化学農薬の使用を慣行栽培の2分の1以下にします。
・ 生き物を育む技術を実施します。
- 〔そば〕化学肥料・化学農薬は使用しません。
- 〔小麦・大豆〕化学肥料・化学農薬の使用を慣行栽培の2分の1以下にします。

認定



認定した農産物には、左のロゴマークを貼り付けて出荷されます。

消費者

「コウノトリの舞」
農産物特売を
開催します

新鮮な旬の野菜を取りそろえていますので、皆さん、ぜひ、お越しください。

日時 6月14日(土)午前9時



昨年7月1日に開催した農産物特売

場所 トヨタ本店・正法寺

生産者の声

豊岡中央青果生産者友の会
会長 沖野侃一さん(大磯)



消費者の皆さんに安全・安心な野菜を届けたいという思いから「ひょうご安心ブランド」「コウノトリの舞」に取り組みました。当時は、農薬の使用量を減らすことで病害虫に対する不安の声もありました。しかし、農薬の適正使用、農薬に頼らない病害虫の予防方法、化学肥料の代わりに有機肥料を使い、健康な土づくりを行うなど、県からの指導を受け、今では、安全・安心な野菜を生産しているという誇りを持って取り組んでいます。

ぜひ、「コウノトリの舞」ブランドの野菜をお求めください。

店・豊岡北店・豊岡東店、
イトバリュウー江本店・日
高店・出石店

より良い環境を次の世代へ

「農業の将来にわたる維持、森林の保全と活用」

環境基本計画 ⑤

前回から環境基本計画に掲げた目標の実現に向けた取組みを紹介しています。今回は、「農業の将来にわたる維持、森林の保全と活用」について説明します。

《問合せ》コウノトリ共生課環境政策係 ☎21・9017

農業は、古くから私たちの生活を支えている大切な産業であり、その営みは代々受け継がれ、水田などの豊かな自然環境が維持されてきました。しかし、戦後、農薬や化学肥料に頼ってきた農業は、田んぼに住む生きものの生態系に大きなダメージを与えました。その一例がコウノトリの絶滅だったのです。

また、山に人の手が入らなくなり、森林の荒廃が進むにつれ、シカやイノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害が増加しつつあります。そのことも、今後、耕作放棄地の増加に拍車をかけるのではないかと心配されます。

さらに、高齢化による担い手不足などによる農家人口の減少もあり、このままでは農業の維持が難しくなります。近年、消費者の安全で安心な農産物への関心が高まって

きました。市内では、コウノトリ育む農法などの環境創造型農業に取り組む農業者が増えてきています。農地や森林を保全し、農業を維持することが、食をはじめとする私たちの生活を守ることに繋がるということを意識し、「ちよっとでも」できることを積み重ねていくことが大切です。

地元で採れた安全・安心な農産物「コウノトリの舞」認証農産物などの購入に努めましょう。旬の野菜や伝統食の良さを見直しましょう。有害鳥獣の駆除・防除に協力しましょう。地元産、国内産の木材製品を使うように努めましょう。

里山などでの森林ボランティア活動などに積極的に参加しましょう。

環境あれこれ

16

新たな減量目標(マイナス25%)に向けて

環境に関する問題について、市の取組みなどをシリーズでお知らせします。

《問合せ》生活環境課生活環境係 ☎23・5304

ごみ減量の目標設定

最終処分場の残容量に余裕が無くなってきたことや、焼却施設を少しでも小さなものにするために、多くの自治体でごみ減量に取り組んでいます。しかし、大半の自治体の目標設定が、焼却ごみや不燃ごみの減量で、本市のように資源ごみも含めたごみの総量を減量目標としている自治体は少数派です。

では、なぜ、市は、ごみの総量を減量目標としているのでしょうか。私たちが目指すべきところはリサイクルの拡大ではありません。リサイクルにも多額の費用とエネルギーが必要なおから、環境負荷を低減するためには、まず排出ごみ全体の減量を優先しなければなりません。マイバッグ運動によるレジ袋の削減も、このような考えに基づ

き実施しています。

他の自治体の事例

ごみ減量が全国最先端で16分別に取り組んでいるある自治体では、8年間で可燃ごみ・不燃ごみを3割近く減量させている一方、資源ごみは約2.6倍に増え、ごみの総量としては、取組み前と大きな変化がなかったのが実情です。さらには、多分別に取り組んだ結果、資源ごみの収集運搬経費が大幅に増加していることから、この自治体ではごみ総量の削減が今後の課題となつていきます。

市の取組み状況

市は、合併以降、旧豊岡市のごみ減量目標を引継ぎ、清掃センターへ持込むごみ量(資源ごみも含む)を平成23年度までに平成12年度比で20%(8,500トン)減量することを目指していました。



平成19年度に策定した環境基本計画では、さらに5%上乘せし、平成28年度までに、25%(10,700トン)の減量を目標としました。

しかし、残念ながら合併以降、ごみの量は横ばい状態で、むしろ事業ごみに関しては増える傾向にありました。

ところが、平成19年4月から一転して減量傾向に転じ、同年10月から実施した清掃センターでの搬入物検査の強化により、さらに劇的に減量し、平成19年度の実績では、約24%の減量を達成しました。

この減量要因としては、今まで不適切に持ち込まれていたごみが、清掃センター以外の施設で適切に処理されるようになったことや、事業者や市民の皆さんの減量への努力の結果であると考えています。

また、建築基準法が改正されたことによる住宅建築件数の減少による影響も考えられるため、今後、再び増加しないか十分注視しなければなりません。まずは大幅にごみ減量したことに、市民の皆さんと共に素直に喜びを分かち合いたいと思います。